

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

2025 年 6 月 25 日

東急株式会社

2025年6月25日

吸収合併に関する事前開示事項

東京都渋谷区南平台町5番6号
(吸収合併存続会社) 東急株式会社
代表取締役 堀江 正博

東急株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025年6月24日に、株式会社東急百貨店（以下「消滅会社」といいます。）との間で合併契約を締結し、2025年8月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1「合併契約書」のとおりです。
2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）
当社は、消滅会社の発行済株式の全部を保有していることから、本件合併に際して、合併対価の交付を行いません。
3. 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項を定めた場合における、当該事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号イ）
別紙2のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号ロ）
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号ハ）

消滅会社は、本件合併の効力発生日である 2025 年 8 月 1 日に、消滅会社を吸収分割会社、TK百貨店準備株式会社（以下「TK百貨店準備会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件分割（百貨店）」といいます。）を行い、消滅会社はその百貨店事業に係る運営管理及び一般管理機能に関して有する権利義務を、TK百貨店準備会社に承継させる予定です。なお、本件合併は、本件分割（百貨店）の効力発生を停止条件としております。

5. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ）

当社は、本件合併の効力発生日である 2025 年 8 月 1 日に、本件合併の効力発生を停止条件として、当社を吸収分割会社、東急リテールマネジメント株式会社（以下「東急リテールマネジメント」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件分割（リテールマネジメント）」といいます。）を行う予定です。

当社は、当社が発起人となって、本件分割（百貨店）の承継会社とするため、2025 年 4 月 1 日に、TK百貨店準備会社を設立しました。また、当社は、TK百貨店準備会社による、2025 年 5 月 28 日を払込期日、当社を割当先とする、100 株の募集株式の発行及び割当て（以下「本件増資」といいます。）を引き受け、TK百貨店準備会社に対して、1 億円の払込みを行いました。本件増資により、TK百貨店準備会社の資本金が 9000 万円、資本準備金が 1000 万円増加しました。TK百貨店準備会社の概要は以下のとおりです。

① 商号	TK百貨店準備株式会社 (2025 年 8 月 1 日に株式会社東急百貨店に商号変更予定)
② 本店所在地	東京都渋谷区宇田川町 37 番 5 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 大石 次則
④ 資本金	1 億円（資本準備金 1000 万円）（本件増資後）
⑤ 株主構成及び持株比率：	当社 100%
⑥ 当社の出資額：	1 億 1000 万円（本件増資後）

当社は、当社が発起人となって、本件分割（リテールマネジメント）の承継会社とするため、2025 年 4 月 1 日に、東急リテールマネジメントを設立しました。東急リテールマネジメントの概要は以下のとおりです。

① 商号	東急リテールマネジメント株式会社
② 本店所在地	東京都渋谷区南平台町5番6号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 堀田 正道
④ 資本金	1000 万円
⑤ 株主構成及び持株比率：	当社 100%
⑥ 当社の出資額：	1000 万円

また、当社は2025年6月17日を払込期日とする無担保社債を次の条件にて発行しております。なお、この条件は、年度の発行総額等を定めた2025年3月24日開催の当社の取締役会の決議に基づくものであります。

(1) 第18回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）

発行総額 100 億円

発行価額 額面100円につき金100円

利率 年 1.513%

払込期日 2025年6月17日

償還期日 2032年6月17日

手取金の使途 「クリーンな輸送（新型車両の導入等）」及び「気候変動対応（鉄道事業に関する自然災害対策）」に要した新規支出または既存支出のリファイナンスに充当

(2) 第19回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）

発行総額 200 億円

発行価額 額面100円につき金100円

利率 年 1.850%

払込期日 2025年6月17日

償還期日 2035年6月15日

手取金の使途 「クリーンな輸送（新型車両の導入等）」及び「気候変動対応（鉄道事業に関する自然災害対策）」に要した新規支出または既存支出のリファイナンスに充当

(3) 財務上の特約（担保提供制限）

当社は、上述社債の未償還残高が存する限り、上記社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（但し担保切替条項付きのものを除く）のために担保権を設定する場合には、上述社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権の設定を行います。したがって、上述社債は、上述社債の未償還残高が存する限り、上述社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する無担保社債以外の債権に対しては劣後することがあります。これに違背したときは、当社は上述社債についての期限の利益を失います。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

当社の 2025 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。

なお、当社は、本件合併の効力発生日である 2025 年 8 月 1 日に、本件合併の効力発生を停止条件として、本件分割（リテールマネジメント）を行う予定ですが、2025 年 3 月 31 日から現在に至るまで、また、今後、本件合併及び本件分割（リテールマネジメント）の効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件合併及び本件分割（リテールマネジメント）後の時点における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に考慮した結果、本件合併の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

吸収合併契約書

次ページ以降をご参照ください。

合併契約書

東急株式会社（以下「甲」という。）および株式会社東急百貨店（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲および乙は本契約に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（合併をする会社の商号および住所）

第2条 甲および乙の商号および住所は、次の各号に掲げるとおりである。

- （1） 甲：吸収合併存続会社
商号 東急株式会社
住所 東京都渋谷区南平台町5番6号
- （2） 乙：吸収合併消滅会社
商号 株式会社東急百貨店
住所 東京都渋谷区道玄坂二丁目24番1号

（無対価合併）

第3条 本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

（資本金および資本準備金）

第4条 甲は、本合併により、資本金および資本準備金の額を増加しない。

（財産の承継）

第5条 乙は2025年1月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本合併が効力を生ずる日（以下「合併効力日」という。）に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債その他の権利義務を合併効力日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（効力発生日）

第6条 合併効力日は2025年8月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議のうえ、これを変更することができる。

(会社財産の管理等)

第7条 甲および乙は、本契約締結後合併効力日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務を執行し、かつ一切の財産の管理および運営を行うものとする。また、乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産または権利義務に重大な影響をおよぼす行為については予め甲と協議し合意のうえ、これを行うものとする。

(合併条件の変更および本契約の解除)

第8条 本契約締結後、合併効力日までの間において、甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本契約の目的の達成が困難になった場合には、甲および乙は協議のうえ、本契約に規定する条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本合併の効力発生の条件)

第9条 本合併の効力は、乙（吸収分割会社）と、TK百貨店準備株式会社（吸収分割承継会社）との間で締結された2025年6月24日付吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生じることを条件として、生じるものとする。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本件に関し必要な事項は本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を、乙がその写しを保管する。

2025年6月24日

甲：東急株式会社

東京都渋谷区南平台町5番6号
取締役社長 堀江 正博

乙：株式会社東急百貨店

東京都渋谷区道玄坂二丁目24番1号
代表取締役社長 大石 次則

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

報告事項

第 1 6 2 期 事業報告

〔 2 0 2 4 年 2 月 1 日 から
2 0 2 5 年 1 月 3 1 日 まで 〕

株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

当期のわが国経済は、原材料やエネルギー価格の高騰の影響が続く一方で、株価の上昇や消費拡大によって活発化し、雇用・所得環境の改善にも支えられて、緩やかな景気回復基調で推移しました。

百貨店業界におきましては、物価高の影響による生鮮食品の売上減はあるものの、主力の衣料品をはじめ、ラグジュアリーブランド、宝飾品、化粧品等が好調に推移するとともに、インバウンド売上高が過去最高を大幅に更新し、前年実績を上回る売上高となりました。

このような状況のなか、当社では、2024年11月に創業90周年を迎え、本年度を初年度とする「中期経営計画（2024～2026年度）」を策定し、「顧客政策（徹底的な顧客理解とCRM戦略の再構築）」、「ベース戦略（既存事業の魅力向上と効率化による利益向上）」及び「付加価値戦略（新たな顧客価値の創造）」といった重点施策を掲げ、前中期経営計画で取組んだ構造改革を完遂するために全力を傾注してまいりました。

当期は、特に当社の強みである「ビューティー」・「フード」の二つのカテゴリーの強化をはかりました。

「ビューティー」では、渋谷3拠点において、合計3690㎡の売場面積と約100店舗のコスメ&ビューティーショップを運営しており、幅広い品揃えを強みに、既存顧客だけでなく、渋谷来訪者・新規顧客にとって憧れの場所になるようなブランディングの創出を目指す「SHIBUYA BEAUTY JAM」を展開してまいりました。そして、渋谷をビューティーの聖地にするため、3拠点においてさまざまな施策を実行してまいりました。

「フード」では、渋谷駅周辺最大規模・4拠点において、合計9,860㎡の売場面積に約240店舗のフードショップを運営しており、渋谷来訪者に新たな食体験と感動を提供し続けるため、「渋谷フードディスカバリー」戦略を策定し、さまざまな施策を実行してまいりました。その一環として、日本酒だけでなく、ワイン、ビール、ジン、ウイスキーなどもすべて“SAKE”と定義し、“SAKE”の魅力を広め、新しい“SAKE”の楽しみ方を提案するため「SHIBUYA SAKE SCRAMBLE」を開催するなど、新たな価値創造に向けた取組みに鋭意努めました。

また、免税売上高については、7月が単月で2020年以降の最高実績（3.4億円、前年比159.6%）を記録するなど、渋谷を中心にビューティーやフードが順調に伸長し、全社計で33.2億円（前年増9.4億円）の実績となりました。訪日外国人の増加と円安情勢もあり、見通しを大幅上乘せすることができ、当期の増収に大きく寄与しました。

このような営業活動を展開いたしました結果、当期の総売上高は、1,733億1千4百万円（前年比103.1%）となり、収益認識に関する会計基準を適用した当期の売上収益は、543億5千7百万円（前年比101.9%）となりました。

一方、収支面におきましては、物価上昇に伴う作業委託費などの値上がりや、キャッシュレス決済シェア拡大に伴う決済手数料の増加もありましたが、その他の諸経費の節減に鋭意努力した結果、営業利益7億5千5百万円、経常利益4億6千7百万円を確保いたしました。

ただし、2023年1月末に閉店した本店の上部解体費用など特別損失を計上したことから、当期純損失は13億3千1百万円となりました。

今後の経済情勢につきましては、実質賃金の改善により個人消費は回復基調を維持するという見方があるものの、世界情勢は緊迫の度を増しており、米国トランプ政権の政策の影響など、予断の許さない状況が続くものと予想されます。また、小売業界におきましては、消費者の価値観や購買行動に変化が見られるなか、より高度化・多様化するニーズに対し、柔軟かつ迅速な対応が求められるものと思われま

このような情勢のなか、中期経営計画の2年目につきましても、当社は従来の枠には収まらない、旗艦店を持たない新しい百貨店として成長するために、従業員一人ひとりが当事者意識を持ち、目標達成に向けて邁進してまいります。

この一環として、変化した顧客構造へ対応するため、顧客政策を策定しております。たとえば、自社会員だけでなく、他社クレジット・QR決済ユーザーをデジタルIDで顧客化するなど、新規顧客の一層の獲得と既存顧客(外商上顧客を含む)の維持・深耕をはかります。

また、渋谷の拠点を強化しつつ、渋谷のMD資源を渋谷以外の拠点に波及し、魅力ある店舗づくりを実現し、顧客満足度の向上と売上高の増大につなげてまいります。そして、「世界都市SHIBUYA」・「地域の足元商圈としての渋谷」の二面性を活かすとともに当社の強化カテゴリーである「フード」・「ビューティー」に徹底的に注力し、ネットショッピングを拡張するなど収益最大化をはかってまいります。

さらに、上記の営業施策とともに、社内後方改革として、さらなる業務効率化や人事諸制度の見直しによる働きがいの醸成を推進いたします。このような施策の実行により、2025年度は営業利益9.1億円を目指してまいります。

これら「中期経営計画」に基づく諸施策に全社をあげて尽力し、創業100周年を見据えた10年後のビジョンとして引き続き「いつでも、どこでも。ひとりひとりの上質な暮らしのパートナー」を掲げ、当社企業理念「お客様にとって、なくてはならない存在」を実現してまいります。

2. 事業所別総売上高等

(1) 総売上高

区 分	総売上高	構成比
渋谷地区	59,037 百万円	34.1 %
吉祥寺店	23,897	13.8
たまプラーザ店	33,671	19.4
札幌店	23,041	13.3
町田店	15,260	8.8
その他	18,405	10.6
合計	173,314	100.0

(2) 売上収益

区 分	売上収益	構成比
渋谷地区	22,960 百万円	42.1 %
吉祥寺店	8,080	14.9
たまプラーザ店	9,334	17.2
札幌店	6,622	12.2
町田店	3,190	5.9
その他	4,168	7.7
合計	54,357	100.0

渋谷地区の売上高・売上収益は、ShinQs、渋谷スクランブルスクエア店、渋谷東急フードショー、二子玉川東急フードショー、および法人外商部門を含みます。

3. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は 827 百万円であります。その主なものは、各店舗の売場改装工事に伴う内装設備投資であります。

4. 財産及び損益の状況

区 分	第159期 (2021年度)	第160期 (2022年度)	第161期 (2023年度)	第162期・当期 (2024年度)
売上収益	58,176百万円	60,553百万円	53,362百万円	54,357百万円
当期純利益(△純損失)	△ 7,225百万円	△ 3,653百万円	196百万円	△ 1,331百万円
1株当たりの当期純利益(△純損失)	△ 103.23円	△ 52.18円	2.80円	△ 19.02円
総 資 産	95,689百万円	94,707百万円	85,544百万円	83,365百万円
純 資 産	6,077百万円	2,412百万円	2,654百万円	1,308百万円

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は東急株式会社であり、同社は当社の全株式(70,000,000株)を所有しております。当社は同社との間で物品販売、施設賃貸借等の取引を行うなど、密接な関係を保っております。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社東急タイム	100百万円	100.0%	時計・貴金属の販売
東急ビジネスサポート株式会社	10	100.0	人材派遣・什器レンタル業

(3) 企業結合の経過

当社の子会社は、上記に記載の2社であります。

6. 主要な事業所

ShinQs	東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号
吉祥寺店	東京都武蔵野市吉祥寺本町2丁目3番1号
たまプラーザ店	神奈川県横浜市青葉区美しが丘1丁目7番地
札幌店	北海道札幌市中央区北4条西2丁目1番地
町田店	東京都町田市原町田6丁目9番7号

7. 使用人の状況

区 分	使用人の数	前期末比増減
男 性	361名	±0名
女 性	620	+11
合 計	981	+11

「注」上記使用人のほか、パートタイマーの人員は62名であります。

8. 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
東 急 株 式 会 社	39,400 百万円

II 株式に関する事項

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 280,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 70,000,000株 |
| 3. 株主数 | 1名 |
| 4. 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
東急株式会社	70,000,000株	100.0%

III 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2025年1月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※ 取締役社長執行役員	大石次則	東急株式会社代表取締役社長執行役員
取締役	堀江正博	
取締役	山川貴史	東急株式会社執行役員（生活サービス事業部管掌）生活サービス事業部長
常勤監査役	赤羽祐一郎	東急株式会社常勤監査役
監査役	秋元直久	

※は代表権を有する取締役であります。

2. 取締役兼務者以外の執行役員の状況（2025年1月31日現在）

地位	氏名	担当等
常務執行役員	小泉忠行	フード統括室、事業推進室所管 フード統括室長
常務執行役員	稲葉満宏	店舗運営事業部、外商事業部所管
常務執行役員	縄田恵子	業務管理室、経営管理室所管
執行役員	高田泰弘	ファッション・雑貨統括室長

○2025年2月1日現在の執行役員の状況は次のとおりであります。

地位	氏名	担当等
常務執行役員	小泉忠行	事業推進室所管
常務執行役員	稲葉満宏	店舗運営事業部、外商事業部所管
常務執行役員	縄田恵子	業務管理室、経営管理室所管
常務執行役員	高田泰弘	ファッション・雑貨統括室、フード統括室所管 ファッション・雑貨統括室長
執行役員	石田晃也	店舗運営事業部長
執行役員	柏木徹	経営管理室長

IV 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

Moore みらい監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役が同意した理由

(1) 報酬等の額

25 百万円

(2) 監査役が同意した理由

監査役は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から、必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社が当該議案を株主総会に提出いたします。

V 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を、取締役会において決議いたしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 東急百貨店企業理念の実践のため、コンプライアンスの推進体制を社内規程等に定め、法令及び社内規程等に基づいて、コンプライアンスの改善向上に継続的に取り組む。
- (2) 取締役・執行役員、管理職、一般社員等に対し、コンプライアンスに関する必要な研修や周知等を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正時や当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修等を実施する。
- (3) 「コンプライアンス相談窓口」の運用規程に則り、その適切な運営にあたるとともに、東急株式会社ヘルプラインも含め、全従業員にその周知をはかる。
- (4) 反社会的勢力及び団体とは取引や利益供与等はもちろん、一切の関係を拒絶する。また、弁護士、警察当局等外部機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための活動を推進する。
- (5) 東急株式会社が策定する「連結経理ガイドライン」等により、財務報告に係る内部統制を整備・運用する。
- (6) 内部監査担当部署により、監査計画に基づき内部監査を実施するとともに、内部監査の結果を経営層に報告する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営目標の達成を阻害しかねない重要リスクの認識と評価を行い、その管理方針と実行施策を策定するとともに社内会議体等においてモニタリング及び審議を実施する。また、全社の日常的な業務レベルで管理すべきリスク項目を抽出し、各リスク項目の管理責任部門を定め、対応及び管理にあたる。
- (2) 大規模な事故、災害等の危機が発生又は発生する恐れが生じた場合は危機管理により損失を最小限にとどめるため、危機対応の規程や組織等を整備、維持し、全従業員にその周知徹底をはか

る。また、事件事故等の緊急事態発生時の連絡及び対応の体制を定め、社内への周知徹底により実効性を確保する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他情報の保存及び管理に関する社内規程等を適切に維持管理するとともに、法令及び社内規程等に基づいて適切な保存及び管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役及び執行役員との業務分担を決議する。また、執行役員制度に基づいた、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化、権限と責任の明確化により、コーポレートガバナンスを強化する。さらに、合理的な経営方針の策定や全社的なプロジェクトなどの重要事項について検討・決定するため、経営会議等を有効的に活用する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 業務の適正を確保するための体制の整備をはかるグループ会社（以下グループ会社という。）は次のとおりとする。

株式会社東急タイム、東急ビジネスサポート株式会社

- (2) 当社が定める「東急百貨店グループ会社管理規程」（以下グループ会社管理規程という。）に則り、グループ会社の重要業務の執行等について当社への報告等を義務付ける。
- (3) グループ会社管理規程の定めに従い、グループ会社の中期計画及び予算に関する会議体を設置する。
- (4) グループ会社におけるコンプライアンス・内部統制状況及びその意識レベルの向上を目的として「グループ会社コンプライアンス委員会」を定期開催し、業務の適正を確保する手段として活用する。
- (5) グループ会社において、社長を委員長とし、取締役、監査役その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を定期的に開催するとともに、「コンプライアンス責任担当者」と「コンプライアンス担当者」により、各社におけるコンプライアンスの活動を推進する。
- (6) グループ会社において、「行動規範」、「コンプライアンスマニュアル」を策定し、定期的な研修等により、全従業員に周知徹底をはかる。
- (7) 当社の「コンプライアンス相談窓口」及び東急株式会社ヘルプラインをグループ会社共通の相談窓口とすることとし、グループ会社全従業員にその周知徹底をはかる。
- (8) グループ会社管理規程の定めに従い、グループ会社において事故や不祥事が発生した場合の連絡及び対応の体制を定め、適切な運用ができるように周知徹底をはかる。
- (9) グループ会社独自の業務の適正化のための体制の整備について、定期的なモニタリングを実施するとともに、必要な助言、支援を行う。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項

監査役を補助すべく、「監査役協議会事務局」を設置し、使用人を配置する。当該使用人は監査役の指示に基づき、その職務を行うこととする。

7. 監査役を補助すべき使用人の独立性に関する事項

監査役協議会事務局の使用人については、その人事考課及び人事異動については、あらかじめ監査役と協議することとする。

8. 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制

- (1) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会・経営会議その他の重要な会議への監査役の出席の機会を確保する。
- (2) 当社及びグループ会社の役職員は、当社及びグループ会社の重要リスク等に関し、監査役に報告し、リスク管理の状況について監査役と協議する。また、当社及びグループ会社の役職員は、内部監査に関し、監査役にその監査結果の報告等を定期的に行うとともに、内部統制担当部署と監査役の緊密な連携を保つこととする。
- (3) 前項の監査役への報告を行った当社及びグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役がその職務を執行するうえで必要な費用については、あらかじめ監査役と協議のうえ毎年度予算措置を行うものとする。また、監査役がその費用の前払い等の請求を行った場合は、担当部署において審査のうえ、速やかに当該費用を処理する。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

東急グループ各社の監査役と監査方針・監査方法などの協議・情報交換を行うため、東急株式会社が主催する「東急グループ常勤監査役会議」及び「連結会社常勤監査役連絡会」へ監査役が出席するにあたり、情報提供などの協力を行う。

VI 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要は、次のとおりです。

1. 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システムについては、経営環境の変化に対応するため当社の内部統制担当部署が関連部署と連携をはかりながら、実効性のある内部統制の高度化を推進しております。

2. 法令及び定款に適合するための体制

- (1) コンプライアンス上の重要な課題については、経営会議等で報告・審議しております。また、コンプライアンス委員会等で情報を共有し、コンプライアンス意識の浸透に向けた取組みを進めております。
- (2) 執行役員及び従業員に対しコンプライアンス意識の向上に関する研修を開催するとともに、入店教習を実施し、お取引先も含め全社的にコンプライアンス違反防止の徹底をはかっております。
- (3) 内部通報窓口を設置し、法令及び社内規程に違反する行為に対し、従業員及び子会社従業員等が、通報、相談できるようにするとともに、違反行為の是正を行っております。
- (4) 警察等外部機関との連携により、反社会勢力排除のための活動を推進しております。
- (5) 業務の適正な実行を確保するため、内部統制推進計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を経営層に対し報告しております。

3. 損失の危険の管理に関する体制

重要リスクの認識、評価を行い、経営会議等社内会議にて審議、報告しております。

全社の日常的な業務レベルで管理すべきリスク管理項目を定め、全社でリスクの顕在化防止に取り組んでおります。

また、大規模感染症のリスクが顕在化しており、従業員及びお客様の生命を守るための各種対応を実施しました。

4. 情報の保存及び管理に関する体制

文書その他情報の保存及び管理について、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理を行っております。

また、新たなワークスタイルに対応すべく各種の技術的対策を施すことにより、利便性とセキュリティのバランスのとれた情報の保存を行っております。

5. 職務の執行が効率的に行なわれる体制

取締役会を原則として毎月1回開催するほか、経営会議を開催し、会社の業務執行に関する方針や重要事項を審議し決定しております。

職務執行規程を定め、業務組織における主要業務の分掌並びに権限及び責任を明確にしております。

6. 子会社管理体制

グループ会社管理規程に基づいて、子会社から必要な報告を受けるとともに、子会社の重要業務の執行等について当社の取締役会、経営会議において審議、報告をしております。

グループ会社コンプライアンス委員会を定期的を開催し、内部統制状況の把握及びコンプライアンス意識の向上に努めております。

子会社への定期的なモニタリングを実施し、業務の適正を確保しております。

7. 監査役への報告に関する体制

重要な意思決定並びに業務の執行状況及びその他重要な事項を把握するため、取締役会その他主要な社内会議への監査役の出席の機会を確保するとともに、当社及び子会社の役職員からの監査役への適切な報告を実施しております。

内部監査部門は、当社及び子会社の内部監査の結果等の適切な報告を行い、緊密な連携を保っております。

貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)	83,365	(負 債)	82,057
流 動 資 産	16,962	流 動 負 債	30,965
現金及び預金	282	買 掛 金	11,045
売 掛 金	6,383	短 期 借 入 金	3,766
商 品	2,311	リ ー ス 債 務	68
前 払 費 用	920	未 払 金	1,954
未 収 収 益	37	未 払 費 用	2,395
未 収 入 金	6,158	未 払 法 人 税 等	22
短 期 貸 付 金	1,600	契 約 負 債	5,412
未 収 消 費 税 等	12	前 受 金	2,331
そ の 他	160	預 り 金	2,019
貸 倒 引 当 金	△ 904	商 品 券 等 回 収 損 引 当 金	1,684
固 定 資 産	66,402	そ の 他	263
有 形 固 定 資 産	56,133	固 定 負 債	51,092
建 物 設 備	13,776	長 期 借 入 金	38,000
車 輜 及 び 運 搬 具	0	リ ー ス 債 務	121
器 具 及 び 備 品	501	預 り 敷 金 ・ 保 証 金	6,275
土 地	41,697	繰 延 税 金 負 債	1,254
リ ー ス 資 産	158	退 職 給 付 引 当 金	4,252
無 形 固 定 資 産	1,032	資 産 除 去 債 務	1,188
商 標 権	16	(純 資 産)	1,308
ソ フ ト ウ ェ ア	647	株 主 資 本	1,158
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	322	資 本 金	100
そ の 他	45	資 本 剰 余 金	18,768
投 資 そ の 他 の 資 産	9,236	資 本 準 備 金	531
投 資 有 価 証 券	529	そ の 他 資 本 剰 余 金	18,236
関 係 会 社 株 式	26	利 益 剰 余 金	△ 17,710
敷 金 及 び 保 証 金	7,236	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 17,710
そ の 他	1,523	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 17,710
貸 倒 引 当 金	△ 79	評 価 ・ 換 算 差 額 等	149
合 計	83,365	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	149
		合 計	83,365

「注」 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2024年2月1日から
2025年1月31日まで 〕

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 収 益	54,357	
売 上 原 価	17,523	
売 上 総 利 益		36,834
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	36,079	
営 業 利 益		755
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22	
債 務 勘 定 整 理 益	312	
原 状 回 復 費 負 担 金	201	
そ の 他	198	735
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	329	
商 品 券 等 回 収 損 引 当 金 繰 入 額	192	
原 状 回 復 工 事 費 用	207	
そ の 他	293	1,023
経 常 利 益		467
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	391	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	100	491
特 別 損 失		
本 店 解 体 費 用	2,056	
支 払 補 償 金	287	
固 定 資 産 除 却 損	46	
減 損 損 失	12	2,402
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,443
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		19
法 人 税 等 調 整 額		△132
当 期 純 損 失		△1,331

「注」 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2024年2月1日から
2025年1月31日まで 〕

(単位 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本計 資合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
2024年2月1日残高	100	531	18,236	18,768	△ 16,379	△ 16,379	2,489
事業年度中の変動額							
当期純損失 (△)					△ 1,331	△ 1,331	△ 1,331
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△ 1,331	△ 1,331	△ 1,331
2025年1月31日残高	100	531	18,236	18,768	△ 17,710	△ 17,710	1,158

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等計	
2024年2月1日残高	164	164	2,654
事業年度中の変動額			
当期純損失 (△)			△ 1,331
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	△ 14	△ 14	△ 14
事業年度中の変動額合計	△ 14	△ 14	△ 1,346
2025年1月31日残高	149	149	1,308

「注」 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(2024年2月1日から2025年1月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

小売商品	売価還元法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
卸売商品	先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)	
建物設備	定額法
その他	定率法
無形固定資産(リース資産を除く)	
	定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金	期末現在に有する売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
商品券等回収損引当金	商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に小売による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

表示方法の変更に関する注記

1. 損益計算書

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めていた「原状回復工事費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	56,133 百万円
無形固定資産	1,032 百万円
減損損失	12 百万円

(2) その他の情報

当社は、減損損失を把握するにあたり、原則として事業用資産については、管理会計上の事業区分に基づきグルーピングを行い、各事業単位の将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて判定しております。遊休資産については、個別の物件ごとにグルーピングを行い、回収可能価額に基づいて判定しております。将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の見積りは合理的であると判断しておりますが、今後の事業計画との乖離や市況・需要の変化等によって将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少する場合は、減損損失が発生し、翌事業年度以降の損益に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金	984 百万円
-------	---------

(2) その他の情報

貸倒引当金は、期末現在に有する売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に

備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。これら回収不能見込額の算出は、将来の不確実な経営環境の影響を受け、翌事業年度以降の損益に重要な影響を与える可能性があります。

3. 資産除去債務

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務	1,188 百万円
--------	-----------

(2) その他の情報

資産除去債務は、店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務、また、一部の店舗に使用されている法律により除去することが義務付けられている物質に関して計上しております。今後の契約変更や事業環境の変化に伴い見積りに重要な変動等が生じた場合、または経営環境の変化に伴い使用見込期間の重要な変更が生じた場合には、翌事業年度以降の資産除去債務残高や減価償却費に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 減価償却累計額 有形固定資産 57,209 百万円

2. 関係会社に対する短期金銭債権 2,776 百万円
関係会社に対する長期金銭債権 2,955 百万円
関係会社に対する短期金銭債務 4,450 百万円
関係会社に対する長期金銭債務 38,016 百万円

3. 当社は、当社企業グループ内の資金効率を高めるため、子会社との間で機動的な資金の相互融通を実施しております。この結果、子会社からの預託資金 357 百万円が「預り金」に含まれております。

損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社は、各資産について、収支管理上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮し、グルーピングを行っております。

当社は当期において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている資産グループ及び時価が下落している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として処理しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失
東 京 都	店 舗 (1店舗) 等	建物設備他	12 百万円

なお、当社資産グループの回収可能価額は、正味売却価額あるいは使用価値によって算定しております。回収可能価額を正味売却価額によって算定している場合には、土地等の時価によって評価しております。また、回収可能価額を使用価値によって算定している場合には、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引き計算しております。

2. 関係会社との取引高

営 業 取 引 高	11,696 百万円
営業取引以外の取引高	3,186 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数

普 通 株 式	70,000,000 株
---------	--------------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	11,769百万円
譲渡損益調整資産	1,792
退職給付引当金	1,302
関係会社株式評価損	130
減損損失	1,134
その他	1,610
繰延税金資産小計	17,738
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△11,769
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,968
評価性引当額小計	△17,738
繰延税金資産合計	-

2. 繰延税金負債

譲渡損益調整資産	△1,104百万円
投資有価証券	△78
資産除去債務計上に伴う固定資産計上額	△71
繰延税金負債合計	△1,254
繰延税金負債の純額	△1,254百万円

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

4. 法人税率の変更等による影響

「地方税法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第4号)が令和6年3月30日に公布され、2027年度より外形標準課税の対象法人に該当することとなります。

これに伴い、適用される法定実効税率を従来の34.59%から、2027年2月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%となります。

この変更により、繰延税金負債が161百万円減少し、法人税等調整額が151百万円、その他有価証券評価差額金が9百万円、それぞれ減少しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については元本保証もしくはこれに準じる商品による余剰資金の運用に限定し、主として親会社からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、内部規程に沿ってリスク低減をはかっております。また、貸付金は関係会社に対する貸付金等であり、投資有価証券及び関係会社株式は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、金利の変動リスクに晒されております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年1月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額210百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、短期貸付金、買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位 百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	318	318	-
(2) 敷金及び保証金	7,236	6,073	△ 1,163
資産計	7,555	6,391	△ 1,163
(3) 長期借入金	39,400	39,400	-
(4) 預り敷金・保証金	6,275	6,151	△ 123
負債計	45,675	45,551	△ 123

「注」時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、将来キャッシュ・フローを契約期間等に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済額を含めております。

(4) 預り敷金・保証金

預り敷金・保証金は、将来キャッシュ・フローを契約期間等に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。また、一部の店舗に使用されている法律により除去することが義務付けられている物質に関しても資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物の耐用年数をもとに見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り 0.0%~0.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,323 百万円
時の経過による調整額	14 百万円
資産除去債務の履行による減少額	△ 149 百万円
期末残高	1,188 百万円

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のビル（土地を含む）及び遊休不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
32,701 百万円	67,411 百万円

「注」 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づいた金額であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有及び被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)		
親会社	東急(株)	東京都港区	121,724	不動産事業	被所有 直接 間接	100.0 -	施設の賃借(注1)	敷金差入	30	—	-	
								敷金償還	64	敷金	2,824	
								保証金差入	0	—	-	
								保証金償還	3	保証金	105	
								賃借料	5,267	前払費用	453	
								—	-	未払費用	230	
										前受金	1	
										—	-	
								土地の賃貸(注2) 工事施工協定(注3) 資金の借入(注4)	受取補償金	391	—	-
									本店解体費用	2,056	未払金	1,597
		資金の返済	1,400	短期借入金	1,400							
		利息の支払	323	長期借入金	38,000							
				未払費用	129							
				役員の兼任								

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 「注」 1. 施設の賃借料については、近隣の取引状勢を勘案し、交渉により決定しております。
2. 受取補償金については、本店跡地の一時使用目的での賃貸借契約の延長期間に対し、当社が負担することになった金額の対価であり、本来当社が得られるはずであった収入に法定利率を乗じたものから同期間の賃貸料を差し引いた金額を協議の上で決定しております。
3. 当社は工事施工協定書に基づき、施工及び付随するすべての業務を東急(株)へ委託しております。金額その他の取引条件は、市場実勢を勘案して協議の上で決定しております。
4. 当社は機動的かつ安定的な資金調達のため、親会社である東急(株)より長期資金の借入を行っております。なお、同社からの借入は41,500百万円の限度額内で実施されており、取引金額については、当年度における発生額であります。
利率については、法令の認める範囲内で、東京銀行間取引金利を勘案して合理的に決定されております。
5. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれず、敷金・保証金及び資金の借入を除く期末残高には消費税等が含まれております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有及び被所有割合(%)		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					所有	被所有					
子会社	㈱東急タイム	東京都渋谷区	100	時計・貴金属の販売業	所有	100.0	資金の貸付・預入・預り(注1, 2) 業務委託(注3) 役員の兼任	資金の貸付	1,600	—	—
								資金の返済	1,800	短期貸付金	1,600
								支払補償金	287	—	—
								資金の預り	1,740	—	—
								資金の預入	1,511	預り金	357
利息の支払	0	未払費用	—								

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 「注」1. 当社企業グループ内の資金効率を高めるため、子会社に対する資金の貸付及び子会社との間でキャッシュマネジメントシステムを利用した機動的な資金の相互融通を実施しております。なお、㈱東急タイムへの貸付は2,100百万円、資金融通については500百万円の限度額内で実施しており、取引金額については、当年度における発生額であります。利率については、法令の認める範囲内で、貸付については短期最優遇貸出金利、資金融通については東京銀行間取引金利を勘案して合理的に決定されております。
2. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。
3. 当社からの営業要請に基づく案件で、㈱東急タイムが抱えることになった負債への補償であります。金額に関する取引条件は、市場実勢を勘案して協議の上で決定しております。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有及び被所有割合(%)		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					所有	被所有					
子会社	東急ビジネスサポート㈱	東京都渋谷区	10	人材派遣・什器レンタル業	所有	100.0	業務委託(注1) 資金の貸付・預入・預り(注2) 役員の兼任	作業委託	1,756	前払費用	0
										未払費用	64
								資金の預り	1,343	—	—
								資金の預入	1,451	預り金	0
								利息の受取	0	未収入金	—
利息の支払	0	未払費用	—								

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 「注」1. 業務委託内容は監理業務等であります。価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉により決定しております。
2. 当社企業グループ内の資金効率を高めるため、子会社との間でキャッシュマネジメントシステムを利用した機動的な資金の相互融通を実施しております。東急ビジネスサポート㈱への資金融通については500百万円の限度額内で実施しており、取引金額については、当年度における発生額であります。利率については、法令の認める範囲内で、資金融通については東京銀行間取引金利を勘案して合理的に決定されております。
3. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれず、業務委託を除く期末残高には消費税等が含まれておりません。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有及び被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	東急ファイナンスアンドアカウンティング(株)	東京都渋谷区	100	東急グループ各社に対する金銭の貸付、決算に関する財務処理業務の代行	—	資金の預入・借入(注1)	資金の預入	36,000	—	—
							資金の預り	36,000	短期貸付金	—
							資金の預り	148,326	—	—
							資金の預入	148,183	短期借入金	866
							利息の受取	0	未収収益	—
							利息の支払	0	未払費用	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 「注」 1. 資金効率を高めるため、当社は東急グループのキャッシュマネジメントシステムに参加し、機動的に余剰資金の預入及び不足資金の借入を行っております。なお、東急ファイナンスアンドアカウンティング(株)からの資金融通については7,000百万円の限度額内で実施しており、取引金額については、当年度における発生額であります。利率については、法令の認める範囲内で、東京銀行間取引金利を勘案して合理的に決定されております。
2. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有及び被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	東急カード(株)	東京都世田谷区	300	クレジットカードの取扱いに関する業務	—	加盟店契約に基づくクレジットカード販売代金回収(注1)	クレジット販売代金の回収	29,653	売掛金	3,975
									未収入金	1,828

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 「注」 1. クレジット販売代金の回収については、加盟店契約に基づいており、回収に係る支払手数料については、他の信販会社との取引条件を参考にして、交渉により決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 18円69銭

1 株当たり当期純損失 19円02銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位 百万円)

科 目			金 額	摘 要
宣	伝	費	1,361	
配	送	費	993	
包	装	費	105	
販	売	諸	2,655	
役	員	報	29	
給	料	手	5,358	
福	利	生	1,076	
退	厚	職	176	
作	業	委	5,385	
賃	借	託	11,691	
水	道	光	2,719	
修		熱	765	
保		繕	14	
事	務	用	104	
通	信	消	57	
諸		耗	895	
交		品	11	
寄		交	1	
減	価	通	2,558	
資	産	費	14	
雑	除	去	101	
		債		
		務		
		利		
		息		
		費		
	計		36,079	

独立監査人の監査報告書

2025年3月14日

株式会社東急百貨店

取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士
業務執行社員

安田 雄一

指定社員 公認会計士
業務執行社員

梅澤 慶介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東急百貨店の2024年2月1日から2025年1月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会

計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第162期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な

事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人M o o r eみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月21日

株式会社東急百貨店

常勤監査役 赤羽 祐 一 郎



監 査 役 秋 元 直 久

